1　一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書等について、当該承認申請書等を提出する者の個人番号の記載を要しない。

2　農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されること等に伴う所要の整備を行う。

四　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成一七年政令第一〇三号）の一部改正関係

特定農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合の贈与税の納税猶予の継続の特例について、農業生産法人が農地所有適格法人に名称変更されること等に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第三三条関係）

五　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二三年政令第三八三号）の一部改正関係

地方法人税法の一部改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける地方法人税法の適用に係る規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第八条及び第一五条関係）

六　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二四年政令第一〇五号）の一部改正関係

地方法人税法の一部改正に伴い、沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける地方法人税法の適用に係る規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一二条及び第一九条関係）

七　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（財務省）

1　給与等、公的年金等又は報酬等に対する源泉所得税の徴収猶予を受ける際に提出する申請書について、個人番号の記載を要しないこととした。（第一〇条関係）

2　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六一号）（財務省）

1　国税通則法の一部改正に伴い、国税通則法施行令第二七条の規定の読替えを改めることとした。（第二九条の二関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六二号）（財務省）

1　預金等の口座等に係る本人確認の方法について、預貯金口座の開設等がされる者が金融機関の営業所等の長に既に個人番号を告知しているときは、その者の個人番号については確認を要しないこととした。（第三条及び第三条の三関係）

2　国外送金等をする者の告知書又は国外証券移管等をする者の告知書について、これらの告知書に個人番号の記載を要しない者の範囲を定めることとした。（第五条及び第九条の三関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六三号）（財務省）

1　適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置の範囲の見直しを行うこととした。（第二条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六四号）（財務省）

1　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備の範囲に、地域の活力の再生及び地域住民の生活の利便性の確保に資する事業の用に供する建物及びその附属設備で一定の要件を満たすものを加えることとした。（第一二条の二、第一七条の二及び第二二条の二関係）

2　被災代替資産等の特別償却制度について、対象となる東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった減価償却資産に代わるものの範囲から非自航作業船、二輪の小型自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車及び鉄道車両を除外することとした。（第一三条、第一八条及び第二三条関係）

3　再投資等準備金制度について、本制度における投資規模要件の特例の対象となる中小企業者等の範囲を定めることとした。（第一八条の三及び第二三条の三関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六五号）（財務省）

1　相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税について、納税の猶予を受ける際の手続を定めることとした。（第六条関係）

2　遺産分割等があった場合の修正申告の特例等について、遺産分割等の事由の細目を定めることとした。（第七条の二関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六六号）（財務省）

1　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第七二条第七項の申請書等について、個人番号の記載を要しないこととした。（本則関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第一六七号）（財務省）

1　たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令第一条第三項の申請書等について、個人番号の記載を要しないこととした。（第一条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

◇関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一六八号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　延滞税を免除する場合として、人為による異常な災害又は事故により関税を納付することができない場合を追加することとした。（関税法施行令第九条関係）

㈡　延滞税の計算の基礎となる日数及び過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算方法について規定の整備を行うこととした。（関税法施行令第九条及び第九条の二関係）

㈢　保税蔵置場の許可等を承継することの承認の手続について、当該保税蔵置場の業務等を譲り渡そうとする場合の手続を追加するとともに、特定保税運送者の承認、認定通関業者の認定及び通関業の許可を承継することの承認の手続を追加することとした。（関税法施行令第三九条の二、第五五条の八の二及び第六九条の四並びに通関業法施行令第二条の二等関係）

㈣　不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を関税法上の輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加することに伴い、その認定手続に際しての税関長から経済産業大臣への意見の求めの手続等を追加することとした。（関税法施行令第六二条の二一及び第六二条の二八等関係）